

## 参考資料 2

---

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（新旧）



新	旧
<p style="text-align: center;">（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の（い）項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の（二十四）項の（ろ）欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（三十）項の（ろ）欄に掲げる日影図と、表一の（ろ）項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（四十七）項の（ろ）欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。<u>ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。</u></p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の（1）から（3）までに定める図書及び書類</p> <p>（1） 次の表二の各項の（い）欄に掲げる建築物 当該各項の（ろ）欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の（1）項の（ろ）欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の（1）項の（ろ）欄並びに次の表五の（1）項、（4）項及び（5）項の（ろ）欄に掲げる計算書並びに同表の（3）項の（ろ）欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。）</p> <p>（2） 次の（i）及び（ii）に掲げる建築物 それぞれ当該（i）及び（ii）に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、次の表三の各項の（ろ）欄に掲げる<u>構造計算書</u>及び次の表五の（二）項の（ろ）欄に掲げる<u>計算書</u>に代えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書とする。用途変更の場合においては、表三の各項の（ろ）欄に掲げる<u>構造計算書</u>及び表五の（二）項の（ろ）欄に掲げる<u>計算書</u>を除く。）。ただし、（i）及び（ii）に掲げる建築物について法第二十条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）並びに（i）及び（ii）に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもちて代えることがで</p>	<p style="text-align: center;">（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の（い）項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の（二十四）項の（ろ）欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（三十）項の（ろ）欄に掲げる日影図と、表一の（ろ）項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（四十七）項の（ろ）欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の（1）から（3）までに定める図書及び書類</p> <p>（1） 次の表二の各項の（い）欄に掲げる建築物 当該各項の（ろ）欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の（1）項の（ろ）欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の（1）項の（ろ）欄並びに次の表五の（1）項、（4）項及び（5）項の（ろ）欄に掲げる計算書並びに同表の（3）項の（ろ）欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。）</p> <p>（2） 次の（i）及び（ii）に掲げる建築物 それぞれ当該（i）及び（ii）に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、次の表三の各項の（ろ）欄及び次の表五の（二）項の（ろ）欄に掲げる<u>構造計算書</u>に代えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書とする。用途変更の場合においては、表三の各項の（ろ）欄及び表五の（二）項の（ろ）欄に掲げる<u>構造計算の計算書</u>を除く。）。ただし、（i）及び（ii）に掲げる建築物について法第二十条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）並びに（i）及び（ii）に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもちて代えることがで</p>

きる。

(i) 次の表三の各項の(い)欄上段((二)項にあつては(い)欄)に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書

(ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの

(3) (略)

二・三 (略)

四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十条の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第五号及び第三条第三項第五号において同じ。)にあつては、同法第二十条第二項に規定する証明書(構造計算書を除く。第四項第五号及び第三条第三項第五号において単に「証明書」という。)の写し。

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表一 (略)

表二

	(い)	(ろ)
	(略)	図書の種類
(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	(略)
	令第三章第六節の規定が適用される建築物	(略)
		令第七十三条第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十七条第四号、同条第五号ただし書、令第七十七条の二第一項ただし書又は令第七十九条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書
		令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第七十七条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		(略)

(i) 次の表三の各項の(い)欄上段((二)項にあつては(い)欄)に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書

(ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの

(3) (略)

二・三 (略)

四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十条の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第五号及び第三条第三項第五号において同じ。)にあつては、同法第二十条第二項に規定する証明書(第四項第五号及び第三条第三項第五号において「証明書」という。)の写し。ただし、法第二十条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し

表一 (略)

表二

	(い)	(ろ)
	(略)	図書の種類
(一)	法第二十条の規定が適用される建築物	(略)
	令第三章第六節の規定が適用される建築物	(略)
		令第七十三条第二項ただし書、令第七十七条第四号、令第七十七条の二第一項ただし書又は令第七十九条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書
		令第七十三条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		(新設)
		令第七十七条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		(新設)
		(略)

	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	(略)	(略)
		構造詳細図	(削除)
		(略)	(略)
		令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十七条第五号ただし書、同条第六号、令第七十七条の二第一項ただし書、令第七十九条第二項又は令第七十九条の三第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		(略)	(略)
(二)～(十)	(略)	(略)	(略)
(十一)	法第二十八条の二の規定が適用される建築物	使用建築材料表	内装の仕上げに使用する建築材料の種別  令第二十条の七第一項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第十一号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)、令第二十条の七第一項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第十一号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。))又は令第二十条の七第一項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第三条の二第十一号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。))を使用する内装の仕上げの部分の面積(以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。)
		(略)	(略)
(十二)～(十八)	(略)	(略)	(略)
(十九)	法第四十三条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(二十)	法第四十四条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(二十一)	法第四十七条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(二十二)	法第四十八条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

	令第三章第六節の二の規定が適用される建築物	(略)	(略)
		構造詳細図	圧縮材の有効細長比
		(略)	(略)
		令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十七条第六号、令第七十七条の二第一項ただし書、令第七十九条第二項又は令第七十九条の三第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項  (新設)  (新設)
		(略)	(略)
(二)～(十)	(略)	(略)	(略)
(十一)	法第二十八条の二の規定が適用される建築物	使用建築材料表	内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積  (新設)
		(略)	(略)
(十二)～(十八)	(略)	(略)	(略)
(十九)	法第四十三条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(二十)	法第四十四条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(二十一)	法第四十七条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(二十二)	法第四十八条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(二十三)	法第五十一条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十四)	法第五十二条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十五)	法第五十三条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十六)	法第五十三条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十七)	第五十四条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十八)	法第五十五条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十九)	法第五十六条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図
		(略)	(略)
		隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図	(略)
		(略)	(略)
		北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図	(略)
(略)	(略)		
(三十)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		配置図	(略) 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 (削除)
		日影図	(略) 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

(二十三)	法第五十一条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十四)	法第五十二条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十五)	法第五十三条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十六)	法第五十三条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十七)	第五十四条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十八)	法第五十五条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(二十九)	法第五十六条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		法第五十六条第七項の規定が適用される建築物	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図(天空図の半径は十センチメートル以上とする。)
		(略)	(略)
		隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図(天空図の半径は十センチメートル以上とする。)	(略)
		(略)	(略)
		北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図(天空図の半径は十センチメートル以上とする。)	(略)
(略)	(略)		
(三十)	法第五十六条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		配置図	(略) 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離
		日影図	(略) 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離
		(略)	(略)
		(略)	(略)

(三十一)	法第五十七条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十二)	法第五十七条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十三)	法第五十七条の四の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十四)	法第五十七条の五の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十五)	法第五十八条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十六)	法第五十九条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十七)	(略)	(略)	(略)
(三十八)	法第六十条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十九)	法第六十条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(四十)～(四十六)	(略)	(略)	(略)
(四十七)	法第六十七条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(四十八)	法第六十八条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 (削除)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(四十九)～(九十二)	(略)	(略)	(略)

表三・表四 (略)

表五

(一)	(略)	(ろ)	(略)
(二)	令第三十八条第四項、令第四十三条第一項ただし書、同条第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号ハ、同条第三項ただし書、令第四十八条第一項第二号ただし書、令第五十一条第一項ただし書、令第六十二条の八ただし書、令第七十三条第三項ただし書、令第七十七条第五号ただし書又は令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物	(い)欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算の計算書	
(三)～(五)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(三十一)	法第五十七条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十二)	法第五十七条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十三)	法第五十七条の四の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十四)	法第五十七条の五の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十五)	法第五十八条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十六)	法第五十九条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十七)	(略)	(略)	(略)
(三十八)	法第六十条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(三十九)	法第六十条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(四十)～(四十六)	(略)	(略)	(略)
(四十七)	法第六十七条の二の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(四十八)	法第六十八条の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(四十九)～(九十二)	(略)	(略)	(略)

表三・表四 (略)

表五

(一)	(略)	(ろ)	(略)
(二)	令第三十八条第四項、令第四十三条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号ハ、同条第三項、令第四十八条第一項第二号ただし書、令第五十一条第一項ただし書、令第六十二条の八ただし書又は令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物	(い)欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算の計算書	
(三)～(五)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書  
の写し

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

七 申請に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

表一・表二 （略）

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物（法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 （略）

三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物（認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄及び（は）欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の（に）欄に掲げる図書については同表の（ほ）欄に掲げる事項を明示することを要しない。

表一

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)	令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分	第一項の表三及び表四並びに前項の表二（ <u>(二)項及び(八)項を除く。</u> ）に掲げる図書（前項の表二の（十三）項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類す	第一項の表一の（は）項に掲げる図書及び第一項の表二の（ろ）欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第一号イ及びロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	(略)	(略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し

七 申請に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し

表一・表二 （略）

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物（法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 （略）

三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物（認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄及び（は）欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の（に）欄に掲げる図書については同表の（ほ）欄に掲げる事項を明示することを要しない。

表一

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)	令第三百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分	第一項の表三及び表四並びに前項の表二（ <u>(九)項を除く。</u> ）に掲げる図書（前項の表二の（十四）項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除	第一項の表一の（は）項に掲げる図書及び第一項の表二の（ろ）欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第一号イ及びロに掲げる規定が適用される建築物に係る図書	(略)	(略)



		るもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)に係るものを除く。	前項の表一に掲げる図書(改良便槽、尿(し)尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)に係るものを除く。)		
(二)～(十)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表二 (略)  
6～9 (略)

(確認済証等の様式等)

第二条 法第六条第四項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に前条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行うものとする。

2 法第六条第五項の規定による構造計算適合性判定の求めは、次に掲げる図書及び書類を都道府県知事に提出することにより行うものとする。法第十八条の二第三項において読み替えて適用する法第六条第五項の規定により法第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者に対して構造計算適合性判定を求める場合も、同様とする。

一 前条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類(構造計算適合性判定を要しない建築物に係る添付図書及び添付書類を除く。)

二 (略)

3～5 (略)

6 法第六条第十三項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に前条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行うものとする。

7 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二 (略)

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表 (略)

2～6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二 (略)

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表一

図書の種類	明示すべき事項
(略)	(略)
構造計算書	応力算定及び断面算定(遊戯施設以外の工作物にあつては、令第三百三十九条第一項第三号又は第四号ロ(令第四百四十条第二項、

		く。)に係るものを除く。)	前項の表一に掲げる図書のうち構造詳細図(貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)に係るものを除く。)		
(二)～(十)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表二 (略)  
6～9 (略)

(確認済証等の様式等)

第二条 法第六条第四項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に前条の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて行うものとする。

2 法第六条第五項の規定による構造計算適合性判定の求めは、次に掲げる書類を都道府県知事に提出することにより行うものとする。法第十八条の二第三項において読み替えて適用する法第六条第五項の規定により法第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者に対して構造計算適合性判定を求める場合も、同様とする。

一 前条の申請書の副本一通及びその添付図書

二 (略)

3～5 (略)

6 法第六条第十三項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に前条の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて行うものとする。

7 (略)

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二 (略)

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し

表 (略)

2～6 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二 (略)

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し

表一

図書の種類	明示すべき事項
(略)	(略)
構造計算書	応力算定及び断面算定(遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分(以下この表及び表二の(三)項にお

令第四百四十一条第二項又は第四百三十三条第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けたものを除き、遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他人に乗せる部分(以下この表、表二の(六)項並びに表三の(三)項、(九)項及び(十)項において「客席部分」という。)及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分(以下この表、表二の(六)項並びに表三の(三)項及び(九)項において「主要な支持部分」という。)のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの(令第四百四十四条第一項第一号ロ又はハ②の認定を受けたものを除く。)並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。)

いて「客席部分」という。)及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分(以下この表及び表二の(三)項において「主要な支持部分」という。)のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。)

表二

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(一)	令第三百三十九条の規定が適用される工作物	(略) 令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第三百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略) (略) 令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項  令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 (略)
(二)	令第四百四十条の規定が適用される工作物	(略) 令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第四十条ただし書、令第四十七条第一項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項又は令第三百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略) (略) 令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項  第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 (略)
(三)	令第四百四十一条の規定が適用される工作物	(略) 令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第四十条ただし書、令第四十二条ただし書、令第四十七条第一項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十条、令第七十三条第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十七条第四号及び第六号、同条第五号ただし書、令第七十七条の二第一項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第三百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略) (略) 令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法  令第七十七条第四号及び第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項  令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法 (略)
(四)	(略)	(略)	(略)

表二

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(一)	令第三百三十九条の規定が適用される工作物	(略) 令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第三百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略) (略) 令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項  (新設) (略)
(二)	令第四百四十条の規定が適用される工作物	(略) 令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第四十条ただし書、令第四十七条第一項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項又は令第三百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略) (略) 令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項  (新設) (略)
(三)	令第四百四十一条の規定が適用される工作物	(略) 令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第四十条ただし書、令第四十二条ただし書、令第四十七条第一項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十七条第四号若しくは第六号、令第七十七条の二第一項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第三百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略) (略) (新設)  令第七十七条第四号及び第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項  (新設) (略)
(四)	(略)	(略)	(略)

(五)	令第四百四十三条の規定が適用される乗用エレベーター及びエスカレーター(この項において「乗用エレベーター等」という。)	(略)	令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十七条第五号ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第一百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略)	令第七十三条第二項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	(略)	令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	(略)	令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	(略)
(六)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表三

(一)～(五)	(略)	(略)
(六)	令第三百三十九条第一項第三号又は第四号ロの規定を準用する令第四百四十一条第二項の認定を受けたものとする構造方法を用いる広告塔又は高架水槽等	(略)
(七)・(八)	(略)	(略)
(九)	令第四百四十四条第二項において読み替えて準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとする構造の客席部分及び主要な支持部分を有する遊戯施設	(略)
(十)～(十二)	(略)	(略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三 (略)

四 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

表 (略)

3 工作物に関する確認申請(法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。)を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならぬ。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ～ニ (略)

二・三 (略)

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその

(五)	令第四百四十三条第二項の規定が適用される乗用エレベーター及びエスカレーター(この項において「乗用エレベーター等」という。)	(略)	令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第一百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略)	令第七十三条第二項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	(略)	令第七十三条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	(略)	令第七十七条第五号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	(略)
(六)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表三

(一)～(五)	(略)	(略)
(六)	令第三百三十九条第一項第三号又は第四号ロの規定を準用する令第四百四十一条第二項の認定を受けたものとする構造方法を用いる鉄筋コンクリート造の柱等	(略)
(七)・(八)	(略)	(略)
(九)	令第四百四十四条第二項において読み替えて準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとする構造の客席部分及び主要な部分を有する遊戯施設	(略)
(十)～(十二)	(略)	(略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～三 (略)

四 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し

表 (略)

3 工作物に関する確認申請(法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。)を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならぬ。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ～ニ (略)

二・三 (略)

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し

五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその

安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行った構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

七 申請に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行った設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

4～8 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～八 (略)

九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあつては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

十一 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号及び前号に係る部分の変更を除く。）

(略)	(略)
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	(略)
(略)	(略)

十二～十五 (略)

2～4 (略)

(指定確認検査機関に対する確認の申請)

第三条の三 (略)

2 (略)

3 第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項、第二項及び第三項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第七項第一号中「建築主事」とある

安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行った構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し

七 申請に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行った設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し

4～8 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～八 (略)

九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

十 構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあつては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

十一 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号及び前号に係る部分の変更を除く。）

(略)	(略)
令第二十条の五第一項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	令第二十条の五第一項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）以外の建築材料
令第二十条の五第一項第四号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	(略)
(略)	(略)

十二～十五 (略)

2～4 (略)

(指定確認検査機関に対する確認の申請)

第三条の三 (略)

2 (略)

3 第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第七項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確

のは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三条の四 法第六条の二第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行わなければならない。

2 法第六条の二第九項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行う。

二 (略)

3 前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四条の二十九(第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。))及び第十一条の二を除き、以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

4 (略)

(完了検査申請書の様式)

第四条 法第七条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。)は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 当該建築物の計画に係る確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次項及び第四条の八において同じ。)に要した図書及び書類(削除)

三～六 (略)

七 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

2 法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

(検査済証の様式)

第四条の四 法第七条第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規

認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三条の四 法第六条の二第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通及びその添付書類を添えて行わなければならない。

2 法第六条の二第九項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に前項に規定する図書を添えて行う。

二 (略)

3 前二項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四条の二十九(第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。))及び第十一条の二を除き、以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

4 (略)

(完了検査申請書の様式)

第四条 法第七条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。)は、別記第十九号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一 当該建築物の計画に係る確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次項及び第四条の八において同じ。)に要した図書

二 内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分~~を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)~~

三～七 (略)

八 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、建築士免許証等の写し

2 法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる書類の添付を要しない。

(検査済証の様式)

第四条の四 法第七条第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規

定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号に掲げる図書及び書類を求めた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、第四条第二項の規定に基づき完了検査申請書に同号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(指定確認検査機関が交付する検査済証の様式)

第四条の六 (略)

- 2 指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書及び書類（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第七条の二第五項の検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。
- 3 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（削除）

二～五 (略)

六 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

- 2 法第七条の三第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

(中間検査合格証の様式)

第四条の十 法第七条の三第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第二十八号様式による中間検査合格証に、第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類を求めた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、第四条の八第二項の規定に基づき中間検査申請書に同号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三

定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号に掲げる書類を求めた場合にあつては当該書類を添えて行うものとする。ただし、第四条第二項の規定に基づき完了検査申請書に同号の書類の添付を要しない場合にあつては、当該書類の添付を要しない。

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。

(指定確認検査機関が交付する検査済証の様式)

第四条の六 (略)

- 2 指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第七条の二第五項の検査済証の交付は、当該図書を添えて行わなければならない。
- 3 前項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書
- 二 内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分の写真（既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三～六 (略)

七 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、建築士免許証等の写し

- 2 法第七条の三第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる書類の添付を要しない。

(中間検査合格証の様式)

第四条の十 法第七条の三第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第二十八号様式による中間検査合格証に、第四条の八第一項第一号に掲げる書類を求めた場合にあつては当該書類を添えて行うものとする。ただし、第四条の八第二項の規定に基づき中間検査申請書に同号の書類の添付を要しない場合にあつては、当該書類の添付を要しない。

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三

項第二号において同じ。)の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条の八中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(い)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ろ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(は)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(に)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ほ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(へ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(と)項に掲げる図書。ただし、同表の(い)項に掲げる付近見取図、配置図又は各階平面図は、同表の(ろ)項若しくは(は)項に掲げる図書、同表の(に)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ほ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(へ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(と)項に掲げる日影図と、同表の(い)項に掲げる二面以上の立面図又は断面図は、同表の(に)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ほ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(へ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)～ (は)	(略)	
(に)	(略)	(略)
	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図	(略)
(ほ)	(略)	(略)
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図	(略)
(へ)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図	(略)
(と)	(略)	(略)
	(削除)	(削除)

項第二号において同じ。)の規定による検査の申請について準用する。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(い)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ろ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(は)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(に)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ほ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(へ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(と)項に掲げる図書。ただし、同表の(い)項に掲げる付近見取図、配置図又は各階平面図は、同表の(ろ)項若しくは(は)項に掲げる図書、同表の(に)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の(ほ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の(へ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(と)項に掲げる日影図と、同表の(い)項に掲げる二面以上の立面図又は断面図は、同表の(に)項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の(ほ)項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(へ)項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)～ (は)	(略)	
(に)	(略)	(略)
	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図 (天空図の半径は十センチメートル以上とする。)	(略)
(ほ)	(略)	(略)
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図 (天空図の半径は十センチメートル以上とする。)	(略)
(へ)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図 (天空図の半径は十センチメートル以上とする。)	(略)
(と)	(略)	(略)
	付近見取図	隣地にある建築物の位置及び用途

配置図	(略)
	申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
	(削除)
日影図	(略)
	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ
	(削除)
	(略)
(略)	(略)

二～四 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 前項第一号の表の(い)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ろ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(は)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(に)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ほ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(へ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(と)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二・三 (略)

3～5 (略)

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(い)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の建築物について同表の(ろ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(は)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超える

配置図	(略)
	申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
	申請区域内の建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離
日影図	(略)
	申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における平均地盤面からの当該建築物の各部分の高さ
	申請区域内の建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離
	(略)
(略)	(略)

二～四 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 前項第一号の表の(い)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ろ)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(は)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(に)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ほ)項に掲げる図書、同条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(へ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(と)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二・三 (略)

3～5 (略)

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(い)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)内の建築物について同表の(ろ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定によりその容積率が同項の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(は)項に掲げる図書、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超える



ものである建築物については同表の（に）項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（ほ）項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（へ）項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（と）項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の（ち）項に掲げる図書。ただし、同表の（い）項に掲げる配置図又は同表の（ろ）項に掲げる各階平面図は、同表の（は）項に掲げる道路に接して有効な部分の配置図、同表の（に）項に掲げる特定道路の配置図、同表の（ほ）項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の（へ）項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の（と）項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（ち）項に掲げる配置図若しくは日影図と、同表の（ろ）項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同表の（ほ）項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の（へ）項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（と）項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)～(に)	(略)	(略)
(ほ)	(略)	(略)
	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図	(略)
	(略)	(略)
(へ)	(略)	(略)
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図	(略)
	(略)	(略)
(と)	(略)	(略)
	北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図	(略)
	(略)	(略)
(ち)	(削除)	(削除)
	配置図	(略) 申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 (削除)
	日影図	(略) 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ (削除)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

二・三 (略)

2・3 (略)

ものである建築物については同表の（に）項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（ほ）項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（へ）項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の（と）項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の（ち）項に掲げる図書。ただし、同表の（い）項に掲げる配置図又は同表の（ろ）項に掲げる各階平面図は、同表の（は）項に掲げる道路に接して有効な部分の配置図、同表の（に）項に掲げる特定道路の配置図、同表の（ほ）項に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、同表の（へ）項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の配置図、同表の（と）項に掲げる北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（ち）項に掲げる配置図若しくは日影図と、同表の（ろ）項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同表の（ほ）項に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、同表の（へ）項に掲げる隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（と）項に掲げる北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)～(に)	(略)	(略)
(ほ)	(略)	(略)
	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図(天空図の半径は十センチメートル以上とする。)	(略)
	(略)	(略)
(へ)	(略)	(略)
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図(天空図の半径は十センチメートル以上とする。)	(略)
	(略)	(略)
(と)	(略)	(略)
	北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図(天空図の半径は十センチメートル以上とする。)	(略)
	(略)	(略)
(ち)	付近見取図	隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	(略) 申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 申請に係る建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離
	日影図	(略) 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離
	(略)	(略)
	(略)	(略)

二・三 (略)

2・3 (略)